

病院従事職員以外の  
教職員 各位  
学 生

学 長

## 同居家族が COVID-19 濃厚接触者となった場合の 就業・就学の可否について

平素より感染対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、岩手県において懸念される変異株(VOC)である B.1.1.529 系統(オミクロン株)の市中感染事例が増加しており、保健所による積極的疫学調査が実施されている中、職員・学生の同居家族が濃厚接触者となる事例が増えてきました。これまで、「同居家族が濃厚接触者と判断された場合」においては、当該家族の PCR 結果が判明するまで就業・就学を不可としておりましたが、今後さらに事例が増えた場合に大学の運営に支障をきたす恐れがあります。

つきましては、B.1.1.529 系統(オミクロン株)の流行中における臨時措置として、下記のとおり変更いたします。対策を変更するにあたり、特に以下の対策実施状況が徹底されていない場合においては、感染のリスクが高まりますので、十分に注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・正しい方法でマスクを装着し、手指衛生を遵守する。
- ・出退勤・入退構、休憩中を含め、就業・就学中はマスクなしでの会話をしない。
- ・食事中は会話をせず黙食を徹底する。

### 記

変更前	変更後
同居家族が濃厚接触者と判断された場合	同居家族が濃厚接触者と判断された場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同居家族の PCR 検査結果が判明するまでは、就業・就学を不可とする。</li> <li>➤ 同居家族の PCR 検査結果が「陰性(不検出)」でありかつ行政より当該家族に対し行動制限の指示がない場合は、通常業務・就学を可能とするが、状況により制限をかける場合がある。</li> <li>➤ 同居家族の PCR 検査結果が「陰性(不検出)」であるが行政より当該家族に対し行動制限の指示がされた場合は、自宅での感染対策を十分に行ったうえで就業・就学を可能とするが、状況により制限をかける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 職員・学生自身に症状がなく本人がPCR検査対象でなければ就業・就学が可能。ただし、基本的な感染対策を厳守し、特にマスクを外す昼食時はひとりで休憩をとるなど周囲へ配慮する。</li> <li>➤ 同居家族が健康観察中に発症または PCR 検査陽性となった場合は濃厚接触者となるため、保健所の指示する期間就業・就学不可とする。</li> </ul> <p>※同居家族が濃厚接触者と判断された場合は、速やかに連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 教職員・大学院生等 ➡ 所属長 (所属長から健康管理センターに連絡)</li> <li>◇ 学生 ➡ 健康管理センター</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症対策 本人または関係者が濃厚接触者等になった場合の連絡について(令和4年1月25日発出)参照</p> <p>※濃厚接触者と判断された家族が乳幼児の場合や家庭内での過ごし方(マスク装着状況、一緒に食事をしている、就寝場所が同じなど)によっては、就業・就学について十分に相談したうえで決定します。</p>

以上